石狩市高齢者世帯等福祉除雪サービス事業の見直しについて

資料10

令和5年7月 高齢者支援課作成

背景と課題

例年、人手不足で除雪作業員の確保に苦慮しているが、令和4年度においては、特に前年度の豪雪 の影響を受け、新規申請件数の増加と作業員登録者の高齢化による減少(右図参照)から、申請件 数約600世帯のうち、約80世帯に対して雪解けまで作業員を配置することができなかった。こ のことから、必要な方にサービス提供ができるよう、制度見直しを行う。

これまでのサービス内容と改正点

冬期間の生活路の確保を目的として玄関先から公道までの除雪(ただし車庫前等、玄関先から公道以外 の範囲は対象外)と、1シーズン2回までの窓際除雪を行う。

旧石狩地区の除雪作業員と利用者数の推移について 606 588 72.5 71.5 未手配 550 73.5 500 462 450 55

改正点1

除雪を援護してくれる近親者等が利用者世帯から概ね300m以内に居住していなく、身体上の事由により 対象者 自力で除雪ができない**70歳以上の高齢者**もしくは重度(1級・2級)身体障がい者により構成される世帯。

作業員 出動基準 除雪出動基準(朝までに概ね10cm以上の降雪があった 時)に達した日の午前中。

自己負担

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯:0円/1シーズン 市町村民税課税世帯: 3.000円/1シーズン

サービス提供までのスケジュールと改正点

「70歳以上の高齢者」を

「70歳以上であって、介護認定において要支援1以上の認定を受け ている者しへ変更する。

改正点2

サービス

提供期間

12月

提供期間

「午前中」の定めを撤廃し、作業員の負担を軽減する。

6月~パブコメ実施中 社福審等による検討 現在。

新制度公表 申請書等送付

申請期間

度

(予定)

利用者へ通知・

委託業者での担当作業員調整

作業員募集期間

8月 9月 10月

11月

サービス

利用者へ通知・ 委託業者での

玄関先から公道までの 1 m幅を除雪する

改正点3

作業対象外

申請の期限を11月から1か月程度前倒 しすることにより利用者が確定してか らサービス開始までの期間を確保する。

従

前年度利用者へ 申請書送付

申請期間

担当作業員調整

作業員募集期間